

労働法コラム 第54回

# 労働委員会の活用



黒崎合同法律事務所

平山 博久 弁護士

- 1 みなさん、「不当労働行為」という言葉自体を聞くことはよくあると思いますが、実際に不当労働行為性を主張し、解決を図るケースはあまりないのではないのでしょうか？今回、不当労働行為について説明をしようと思います。
- 2 不当労働行為は使用者の本性  
過去の裁判例では、一般論として使用者と労働組合は自己に有利な労働条件の獲得をめぐる相互に利害が対立する関係にあることから、使用者は、組合の交渉力が強くなることを警戒し、多かれ少なかれその弱体化を望む傾向を内在している、としたものがあります。このように不当労働行為をすること自体は内在的な使用者の本性といえることができま
- 3 不当労働行為の場面と内容  
不当労働行為がなされる場面としては、組合結成時、労使関係に対立状況が生じた時、社長の交代を契機とする人事政策の見直し、企業組織の再編（合併・事業譲渡）という様々な場面が考えられます。
- 4 救済のため  
不当労働行為救済のために、労働委員会による審査・判定手続（救済命令）があります。都道府県労委と中央労働委員会による2審制の仕組みになっております。また、労働委員会は、裁判とは異なって、行政裁量に基づく柔軟な救済方法を選択する権限を有します。例えば、裁判で求めることができない法律紛争を、労働委員会
- 5 多くのケースが労働委員会による和解で終了しており、統計では8割程度は和解による解決がなされています。また、労働委員会による救済命令は行政処分となりますので、行政訴訟によって司法的救済を受けることもできます。



労働委員会に対する救済命令申立てをして初めて手続が開始され、同委員会の審理では裁判に準じた審理がなされま

そこで、積極的に救済命令制度を活用することによって、①裁判や労働審判では聞いてくれない労働組合つぶしを正面から争う、②同申立てを通じて、使用者をして、労働組合を認知・承認させる、③将来の不当労働行為の抑止・再発防止、④労働者の個別権利侵害（解雇、パワハラ、セクハラ）を集団的紛争により解決する、という効果を期待することができます。

そのための活動を継続していく必要があると考えます。

## 北九州地域ニオンのたたかいは支援を！

北九州地区労連が、たたくっている事案、準備中の事案について紹介します。加盟組合の皆さんの大きなご支援をよろしくお願いいたします。

### ・北九州駅弁当(株)

会社の経営母体が変わり、就業規則の改正が行われ、労働条件が変更。賃金などについては大きな変更はありませんが、退職金について会社側は、「就業規則で分割ありとしており、毎月50,000円づつ支払うことで当事者の了解をとっており問題はない。」と

回答、組合側は、「退職金は賃金の一部であり長期の分割は労基法に違反している。」と主張。「会社側は持ち帰り検討する。」と回答し、交渉は継続されることとなりました。組合員3人は、團結して長期分割支給をやめさせるために組合と一緒に頑張る決意を述べています。

北九州病院

「ADHD」との診断を受け病院に連絡すると、看護職から外され図書館に出勤するよう指示され、うつ病を発生し休職されましたが、組

合との交渉などで復職を勝ち取り看護職として勤務しています。しかし、夜勤勤務体制から外され、他の看護職との差別をしないで夜勤勤務体制に組み込むよう要求されています。8月3日18時から団体交渉が開かれますので、回交の中で追及していきます。

・(株)ピナン

総務・経理担当事務職員として、11年間勤務。土・日を含め6日間の連続した有給休暇を申請。一旦承認されたが翌日に、取り消され「連休はだめ」「誰もっていない」「風紀が乱れる」「連休をとりたいたいのならパートになれ。」と有給休暇の連続取得について拒否され、その後いじめ、パワハラ、セクハラ、仕事の取り上げが始まり、制服支給枚数の差別とエスカレートしています。

会社に対して、組合加入通知、回交開催要求書で、所長の行為は就業規則にも違反するもので許せない。所長の処分と謝罪をもとめるとともに組合員差別を止めるよう求めています。

・北九州病院

「ADHD」との診断を受け病院に連絡すると、看護職から外され図書館に出勤するよう指示され、うつ病を発生し休職されましたが、組

合との交渉などで復職を勝ち取り看護職として勤務しています。しかし、夜勤勤務体制から外され、他の看護職との差別をしないで夜勤勤務体制に組み込むよう要求されています。8月3日18時から団体交渉が開かれますので、回交の中で追及していきます。

・(株)ピナン

総務・経理担当事務職員として、11年間勤務。土・日を含め6日間の連続した有給休暇を申請。一旦承認されたが翌日に、取り消され「連休はだめ」「誰もっていない」「風紀が乱れる」「連休をとりたいたいのならパートになれ。」と有給休暇の連続取得について拒否され、その後いじめ、パワハラ、セクハラ、仕事の取り上げが始まり、制服支給枚数の差別とエスカレートしています。

# 北九州地区労連ニュース

2018年 7月号 No. 141

発行 北九州地区労働組合総連合  
連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号  
メール k\_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747  
ホームページ http://www.geocities.jp/k\_roren/

## 豪雨災害対応より党利・党略を優先 森友・加計問題に蓋、働き方改悪、カジノ法案など悪法は数の力で強行！

7月22日通常国会が開会しました。森友・加計問題の疑惑解明には蓋をし、働き方改革関連法案、TPP関連法案、カジノ法案、自民党による党利党略の参院選挙制度改革案などの悪法を、委員長職権乱用による強権的な委員会運営や強行採決で次々に成立させた安倍政権と与党の国会運営は、あまりに粗雑であり、数の力による強引かつ一方的で横暴、強権的です。国会議論や国民世論よりも、最終的には数の力で押し切って採決すればいいという、国民のためではなくまさに党利党略そのものです。

西日本・九州で7月の記録的豪雨災害がありました。犠牲になられた方、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。さて、わたしたちは何よりも大災害に対する緊急対応が優先すべきと考えます。しかし、安

法案を強行採決したばかりか、参議院の合区で立候補できない候補者のために比例代表に得票に關係なく当選できる「特定枠」をつくり、参議院選挙制度改革案と称し、定数増の法案まで強行したことは、許されない暴挙ではないでしょうか。

「働き方改革一括法」施行は、来々年4月となります。「高度プロフェッショナル制度」は、労働基準法の労働時間規制をすべて外す制度であることは、これまでのたたかいで明らかになりました。1000万円を超える年収要件を財界は大きく引き下げようとしています。職場に制度導入を許さない取り組みと制度廃止を求める運動を強化する必要があります。

「働き方改革一括法」施行は、来々年4月となります。「高度プロフェッショナル制度」は、労働基準法の労働時間規制をすべて外す制度であることは、これまでのたたかいで明らかになりました。1000万円を超える年収要件を財界は大きく引き下げようとしています。職場に制度導入を許さない取り組みと制度廃止を求める運動を強化する必要があります。

### 安倍政治を許さない！

「自民1強」を背景に安倍政権は、「森友学園」への国有地売却に関する財務省の決裁文書改ざんや「加計学園」を巡る問題が表面化したにもかかわらず野党の追求にまともに答えず、数

### 職場からのたたかいが重要！

過労死ラインを超える残業上限も許されません。上限100時間も問題ですが、月末と月初めに残業を集中させれば月160時間の長時間労働も可能です。まさに過労死合法化法です。労働組合として36協定締結で過労死を始め健康被害を発生させない職場のたたかいも重要です。



嘘と疑惑まみれのアベ内閣は即時退陣！

非正規の均等待遇についても有期・パート労働法、労働者派遣法は、「将来にわたっての人材活用の違い」による正規・非正規の賃金・一時金の格差を容認するものになっています。手当や福利厚生は期待されませんが、「正社員の手当廃止」で格差是正をねらう使用者も予想されます。全国一律最低賃金制度など国民的課題を進め、「安倍働かせ方改革」を廃止に追い込むたたかいを北九州地区労連とともに全力で進めましょう。

### 雨あがり

「動物検疫所新門司検疫場」という所を知っていますか。私は、つい一カ月ほど前までその存在を知りませんでした。

そして、今日(7月17日)、車で下見に行ってきた。場所は新門司港の阪九フェリー発着場の対岸です。なぜ下見に行ったかという、輸入されて来た牛がこの検疫場にいる間その牛の世話をするアルバイトを知人に紹介してもらい、その仕事してみようと思ったからです。

私は昨年3月に、35年間働いてきた仕事を定年退職しました。退職すると時間に余裕ができて、朝ゆっくり新聞に目を通したり、昼間に三線の稽古に通ったり、市民センターのパソコン講座を受講したり、新しくできた南区の図書館に本を借りに行ったり、組合の仕事の手伝いをしたりと結構楽しく過ごしてきました。

ですから、今の生活も捨てがたいものがあります。しかし、今まで人間相手の仕事をしてきたので、牛の世話という未知の仕事にも興味をそそられます。さて、この暑い夏、どんな体験ができるのか、今からワクワクしています。

(大)



# 公共施設よくする会が教育委員会と懇談

北九州市公共施設よくする会が昨年8月に取り組み、教育委員会に危険箇所として指摘し改善を求めて、改善申し入れについての回答と、大阪地震で学校のプールのブロック塀が崩落して女子児童が死亡した事故を受け、北九州の学校施設にあるブロック塀の、安全性について調査した件についての報告を受ける懇談と意見交換があり、福建労や北九州地区労連、新日本婦人の会、日本共産党市議など21人が参加しました。



安全・安心の学校にしていくために  
教育委員会施設課との懇談会に21人が参加

校、特別支援学校を見て回り、危険箇所、改善しなければならぬところなど指摘してきました。昨年は市内14校を回り、壁の崩落や雨漏り等について参加者から危険箇所として指摘し改善を申し入れていました。

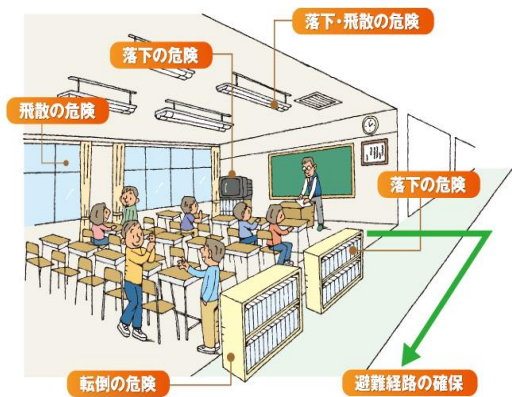
学校予算や教育委員会の予算ですでに修理改善されたものも多くありましたが、教育委員会施設課長は、「皆さんからの要望と学校からの要望を職員が調査し優先順位を決めている。学校は維持・管理が良ければ60年は使える。」予算上の問題もありすべての指摘箇所が改善されていませうが、毎年粘り強く学校ウォッチング活動を継続していくことが、安全・安心の学校にいくためには必要なことだと思いました。

## 子どもたちの安全のために 学校ウォッチングをします

7月17日ウエルとばたで北九州市の公共施設を良くする会の「学校ウォッチング」活動北九州全体会議が開催されました。

北九州では、学校をはじめとする公共施設を視察し、改善を求める取り組みを福建労や新婦人、共産党議員団・民商・地区労連などで進めてきました。

この日の会議では、各団体から



25人が参加し、昨年の取り組みで7区を2校ずつ視察したこと、参加は21団体で延べ121人が改善箇所を指摘して改善につながる成果を出していることが報告されました。

今回の大雨で避難場所となっていた市民センターが被害にあってテレビのテロップで避難先として紹介されていて、不安を感じた話など出され、学校が避難場所と指定されるケースも多く教育委員会や市の担当課にも働きかけることが必要と言った意見が出されました。

また、今年の「学校ウォッチング」について8月23日に実施する事や昨年同様、各区2校で責任者や指摘者・写真・記録などの担当も決め、改善を求めていくことが確認されました。

# あらかぶさんを支える会第2回総会に参加

福島原発被ばく労災、損害賠償裁判、あらかぶさんを支える会・北九州第2回総会に参加しました。

総会は、7月22日(日)14時からウエル戸畑12階会議室で開かれ、会場いっぱい約70人が参加しました。

総会は、ユニオン北九州の末永書記長の司会で始まり、支える会事務局局長の見口事務局長が、結成からの経過報告と2018年活動方針を提案、会計報告の後に議案に対する質疑が行われ2人の会員から質問・意見がありました。参加していたあらかぶさん(仮名)から近況の報告と決意が述べられ提案されたすべての議案は満場の拍



総会で議案を提案する見口事務局長

手で確認され、必ず勝利判決を勝ち取る決意を固めました。

総会終了後、福島原発被ばく労災損害賠償裁判海渡弁護士による記念講演がありました。海渡弁護士は講演は、90分間の時間をフルに使って、原発被ばく労働と原発事故収束労働の本質、危険手当は現場労働者に届いていない実態、被ばく線量のずさんな管理、チエルノビルと比べて政府対応のまですさが問題である。等、詳しく解説、あらかぶ裁判についてよく理解することが出来ました。



憲法共同センターの毎月行動 前田代表も頑張っています

